

# 平成 27 年度第四期 一級建築士定期講習 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習 受講案内

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

## 1. 講習の概要

- ① 講習は 1 日で行われ、テキストを使用した講義（5 時間）と修了考査（1 時間）の構成になります。なお、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講師による講義を原則としていますが、DVD による講義となる場合があります。
- ② 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- ③ 一級建築士定期講習、二級建築士定期講習及び木造建築士定期講習の講義時間、講習内容及び修了考査時間は同一ですが、修了考査の問題数が異なります。
- ④ 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講を希望する講習を担当する各都道府県建築士会及び建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内により確認して下さい。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）
- ⑤ 講習テキストは講習当日に会場にて配布します。

## 2. 受講申込関係書類の配布

### 1). 窓口配布

- (1) 配布場所 受講を希望する講習会を担当する各団体。
- (2) 配布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）

### 2). 郵送による配布

郵送等での配布を希望する方は、受講を希望する講習を担当する各団体に問い合わせ下さい。（送付に係る費用は受講者の負担となります。）

### 3). ダウンロードによる配布

受講申込関係書類は当センターホームページ（<http://www.jaeic.jp>）からダウンロードできます。

## 3. 受講申込書の受付

- (1) 窓口受付 詳細については、受講を希望する講習会を担当する各団体の受講案内により確認してください。
- (2) 郵送受付 受講を希望する講習会を担当する各団体へ簡易書留郵便で受講申込書類をお送りください。
- (3) 受付期間 受付期間は講習会により異なります。講習会を担当する各団体にお問い合わせください。

## 4. 受講手数料（テキスト代を含む。）12,960円（消費税を含む。）

- ① 窓口配布及び郵送配布の受講申込書による受講手数料は、講習申込関係書類に同封の当センター指定の払込用紙を使用し、必ず窓口で個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付して下さい。（※払込手数料は受講者負担となります。）
- ② ダウンロード版の受講申込書による受講手数料は、当センターホームページによりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）で納付して下さい。（※振込手数料は受講者負担となります。）
- ③ 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還されません。ただし、受講申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

## 5. 講習地及び講習日

- ① 希望する講習地及び講習日（2・3 頁「建築士定期講習 講習日・会場」を参照）を選択して下さい。
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。

## 6. 講習地及び講習日の変更

講習地及び講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、一定の変更処理期間があり、変更希望先の会場に余裕のある場合に限り、変更が可能です。指定された講習日の 1 週間前までに、変更希望先の講習を担当する各団体へ申し出て下さい。

## 7. 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。  
※「修了証」又は「通知書」が届かない場合には、当センター業務部業務第三課（03-6261-3310）にお問い合わせ下さい。
- ③ 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を担当した各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度 4 月末に各団体及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

## 8. 個人情報の取扱いについて

・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。  
・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ（<http://www.jaeic.jp>）をご覧ください。

(一社) 三重県建築士会 平成 27 年度第四期建築士定期講習 受講案内

1. 受講申込書配布・受付場所、受付期間・時間

- (1) 配布・受付場所 (一社) 三重県建築士会 事務局 TEL 059-226-0109  
 三重県津市桜橋 2 丁目 1 7 7 - 2 三重県建設産業会館 3 階
- (2) 受付期間 平成 27 年 8 月 3 日 (月) ~ 1 月 30 日 (金)
- (3) 受付時間 9 : 30 ~ 16 : 30 (土日祝日を除く)

2. 講習日及び講習会場案内等

- (1) 講習日及び講習会場

会場コード	講習日	講習会場名	担当団体	定員
4D-04	平成 28 年 2 月 19 日 (金)	三重県教育文化会館 第 5 会議室	三重県建築士会	50 名

- (2) 講習会場案内図 会場名：三重県教育文化会館 第 5 会議室  
 住 所：津市桜橋 2-142

案内図



- (3) 講習の時間割

項目	時間	内容	
受付開始	9 : 15 ~	・講習会場への入場及びテキストの配布等	
受講説明	9 : 35 ~ 9 : 50	・講習概要の説明、注意事項の説明	
講 義	9 : 50 ~ 11 : 05	・建築物の建築に関する法令に関する科目① (最近の建築関連法令の動き 別冊テキスト) (終了後休憩 10 分)	
講 義	11 : 15 ~ 12 : 00	・建築物の建築に関する法令に関する科目② (建築基準法)	
休憩・昼食	12 : 00 ~ 13 : 00		
講 義	13 : 00 ~ 14 : 00	・建築物の建築に関する法令に関する科目③ (建築士法) (終了後休憩 10 分)	
講 義	14 : 10 ~ 16 : 10	・設計及び工事監理に関する科目 (終了後休憩 10 分)	
考査説明	16 : 20 ~ 16 : 30	・修了考査注意事項説明	
修了考査	一級	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	40 問 正誤方式
	二級	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物 (法 3 条に規定する建築物を除く) の設計及び工事監理に関する科目	35 問 正誤方式
	木造	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物 (法 3 条及び 3 条の 2 に規定する建築物を除く) の設計及び工事監理に関する科目	30 問 正誤方式